

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：北芝電機株式会社（法人番号3380001000371）  
業者の住所：福島県福島市松川町字天王原9
2. 指名停止措置期間：令和2年10月2日から令和2年11月1日まで  
（1か月）
3. 指名停止措置の範囲：東北防衛局管内  
（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）
4. 事実概要：  
北芝電機（株）は、遅くとも平成29年から令和元年5月までの間、請け負った建設工事の一部において、主任技術者を配置すべきところ、資格要件を満たさない技術者を配置したことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和2年6月23日、国土交通省東北地方整備局長から監督処分（指示処分）を受けた。
5. 指名停止措置理由：  
上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

## 参考

- 「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2（抜粋）

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内

- 工事請負契約に係る指名停止措置等の措置要領の運用基準について」（抜粋）

## 記7 付表第2関係

- (6) 建設業法違反行為（第13号及び第14号関係）について、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるのは、原則として、次の場合をいうものとする。

ア 省略

イ 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合